

第 4

交通反則通告制度の適用状況

第4 交通反則通告制度の適用状況

交通反則通告制度は、自動車運転者による道路交通法違反事件のうち、比較的軽微な違反（反則行為という。）について刑事罰に先行して行政上の措置により簡易、迅速かつ合理的に事件を処理するものである。

1 交通反則事件告知状況

区分 センター別	告知件数		
	総件数	成人	少年
那覇交通反則通告センター	64,196	60,723	3,473
名護交通反則通告センター	3,473	3,283	190
宮古島交通反則通告センター	2,248	2,170	78
八重山交通反則通告センター	2,235	2,165	70
計	72,152	68,341	3,811

2 交通反則通告状況

区分 センター別	通告総数	公示件数		交送付件数	
		件数	率	件数	率
那覇交通反則通告センター	61,377	57,114	89.0	4,263	6.6
名護交通反則通告センター	3,338	2,988	86.0	350	10.1
宮古島交通反則通告センター	2,234	2,109	93.8	125	5.6
八重山交通反則通告センター	2,184	1,803	80.7	381	17.0
計	69,133	64,014	88.7	5,119	7.1

3 反則金納付状況

区分 センター別	通告総数	納付状況		
		納付総数	仮納付数	本納付数
那覇交通反則通告センター	61,377	60,328	57,372	2,956
名護交通反則通告センター	3,338	3,269	2,990	279
宮古島交通反則通告センター	2,234	2,219	2,114	105
八重山交通反則通告センター	2,184	2,140	1,812	328
計	69,133	67,956	64,288	3,668